

北海道新幹線を活用した教育旅行誘客促進事業 企画提案指示書

1 委託事業名

北海道新幹線を活用した教育旅行誘客促進事業

2 業務の目的

北海道新幹線の利用促進を図るため、北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブックを作成し、JR北海道、北海道観光振興機構と連携しながら、作成するガイドブックを用いて東北地方、主に青森県の都市や新幹線沿線市町村にプロモーション活動を行い、教育旅行の誘致を行う。

3 業務の内容

(1)「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」の作成

北海道新幹線の利用促進を図るため、東北地方の中学生を対象に、道央・道南地域をターゲットとし、旅行ルートに北海道新幹線の利用を組み込んだ教育旅行ガイドブックを作成する。

① 規格 A4換算で50ページ程度、フルカラー

② 部数 2,000部程度

③ 内容 a) 東北地方の新幹線駅を起点とした、往復北海道新幹線もしくは、片道に新幹線を利用する4本以上の2泊3日の旅行プラン
b) a)の作成にあたっては、10個以上のテーマ(例:アイヌ文化や北海道の食文化など)を設定し、テーマに関連する道央・道南地域の見学・体験施設等を組み合わせた半日～1日程度の旅行プランもあわせて掲載し、2泊3日のプランに組み入れる。

④ 留意事項 a) 選定する各テーマの見学・体験施設などにはそれぞれ関連をもたせ、ストーリー性のあるプランにすること。
b) 各テーマには、必ず1人以上のテーマに関連する人物のインタビューを取り入れ、半日～1日程度の旅行プランには講話の時間を盛り込むこと。
c) 新学習指導要領に基づいた「アクティブラーニング」に則り、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」が実現できるプランにすること。
d) 10月から実施するプロモーション活動に使用するため、9月末までに完成させること。
e) 掲載地域(道央・道南地域)の選定にあたっては、可能な限り偏在しないよう配慮すること。
f) 実施にあたっては関係振興局や市町村などと調整を図ること。

(2)教育旅行誘致のためのプロモーション活動

作成するガイドブックを用いて、JR北海道、北海道観光振興機構と連携しながら、東北地方の市町村に教育旅行誘致のためのプロモーション活動を実施する。

① 実施時期 10月～3月

② 実施場所 青森県青森市、弘前市、八戸市の3箇所以上

③ 実施内容 北海道新幹線を活用した教育旅行の誘致のためのプレゼンテーション

a) 東北地方、特に青森県の都市や沿線市町村を重点市町村とし、本事業で作成するガイドブックを用いて、市町村長及び担当者にプレゼンテーションを行う。

b) 事前準備として、プレゼン資料の作成、シナリオ作成、機材手配、資料コピーを行う。

c) 実施にあたっては、青森県(市町村含む)やJR北海道、北海道観光振興機構と調整を図ること。

(3)報告書の作成

- ア (1)～(2)の実施結果等を取りまとめた報告書を作成すること。
- イ 報告書は、紙媒体(A4版)5部、電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)2部とする。
※本事業における成果品(データ)の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 委託期間

契約締結日から平成30年3月16日(金)まで

5 予算上限額

5,400 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「北海道新幹線を活用した教育旅行誘客促進事業企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

平成29年5月2日(火)15:00(必着)

9 提出場所

北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室(担当:平野)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線23-815)

011-204-5333(ダイヤルイン)

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)により行うものとする。